

大阪市監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、大阪市長から住民監査請求に係る勧告（令和6年8月23日付け大監第23号）に基づき講じた措置の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年12月20日

大阪市監査委員	森	伊	吹
同	森	恵	一
同	岡	田	妥知
同	福	田	武洋

住民監査請求に係る勧告に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪市長 横山 英幸

2 通知を受けた日

令和6年11月20日

3 講じた措置の内容

令和6年8月23日付け大監第23号で勧告の対象であった事項については、令和5年度に実施した施設等の修繕事案（大規模改修・大規模補修を含む）のうち、金額や事由を問わず、大阪市が費用を負担するものの指定管理者を施工主体と位置付けた全ての案件について、契約及び支出手続が適切に行われていたのか点検を行い、本件と同様の不適切事務が今後起こらないよう、別紙のとおり再発防止策を講じる措置を行いました。

（行政委員会事務局監査部監査課）